

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

世羅町長 奥田正和

市町村名 (市町村コード)	世羅町 (462)
地域名 (地域内農業集落名)	大田 (平ノ城,有美,釜田,大村,国久,小反田,行貞,土取,池田上,早山,池田中,池田下,宇山,西川,昭和町,井折,寺町東,寺町西,三郎丸,青山,西神崎西,西神崎東,東神崎上西,東神崎東,栄町,大田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落法人または認定農業者が水稻を中心に営農しつつ、他の認定農業者とともに、地域の方々と連携して集落を守っている。それ以外の農業者は、現在の地域で農地を守りながら、有害鳥獣対策を行い農地が荒廃するのを防いでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落法人では、さらなる農地の集積化と大型機械による農業経営の効率化を図るとともに、水稻直播栽培の導入を検討し低コスト化を進める。また、法人への農地の集積化を促進し、水稻栽培及び麦、大豆等の栽培に取り組む。その他の農業者とは連携を行い、転作田を有効活用し、農地の保全と田園の美化に努める。

集落法人のいない地区においては、地域の中心となる経営体に農地を集約し農作業の効率化を図る。また、農業者間の連携を図り、転作田の有効活用と農地の保全、田園の美化に努める。

転作作物の集約化を図り省力化・低コストの生産を行い、遊休農地を再生し牧草用地として畜産農家と連携を図り経営安定・地力増進等を目指す。

高付加価値化については、質の高い安心安全な農作物の生産、観光農園についてより魅力のある”ものづくり”を持続的な課題として取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	379 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	220 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向の集落法人や認定農業者への集積を進めるとともに、新規就農者への新たな貸付や経営移譲も農地の所有者の意向を踏まえて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もあるが、所有者の意向を踏まえた上で、中間管理機構を活用して地域の既存法人や認定農業者、新規就農者等の新たな担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払や中山間地域直接支払等の交付金事業を活用しながら、農道、水路等の補修や管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や世羅町担い手協議会と連携し、新規就農に向けた研修生の受け入れを行うとともに、農地はもちろんビニールハウス等農業用施設の継承についてもあらかじめその可能性を検討し、新規就農者の積極的な受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内の農作業委託については、必要に応じて農業支援サービス事業体へ農作業委託を行い、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう、町補助金等を活用し侵入防止柵の設置を行う。
 ⑤質の高い安心安全な農作物の生産により高付加価値化を目指す。
 ⑦守るべき農地については保全・管理を行うが、条件不利地で今後の営農が困難である場合は地域合意の元、計画的な非農地化も検討する。